

(公 印 省 略)
観第221-10003号
令和6年3月1日

公益社団法人

日本山岳・スポーツクライミング協会長 様

群馬県知事 山本 一太
(観光魅力創出課)

谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、平素から格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い、雪崩の発生が予想されることから、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山に当たっては、登山計画書や登山届を提出したり、事前に気象情報を確認したりするなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないよう、注意してください。

以上につきまして、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

1 登山禁止地区
危険地区全域

2 登山禁止期間
令和6年3月9日(土)から4月12日(金)まで(35日間)

3 問い合わせ先

(1) 群馬県観光魅力創出課国内誘客係

住所：群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3386

(2) 群馬県谷川岳登山指導センター

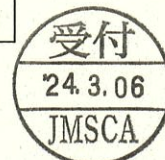
住所：群馬県利根郡みなかみ町湯絵曾

電話：0278-72-3688

4 参考(過去4年の登山禁止期間)

- ・令和5年(2023年) 3月22日(水)～4月30日(日)「40日間」
- ・令和4年(2022年) 3月22日(火)～4月28日(木)「38日間」
- ・令和3年(2021年) 3月20日(土)～4月30日(金)「42日間」
- ・令和2年(2020年) 3月7日(土)～4月24日(金)「49日間」

担当 観光魅力創出課 国内誘客係 檜崎
TEL 027-226-3386
FAX 027-223-1197
E-mail narazaki-tsu@pref.gunma.lg.jp

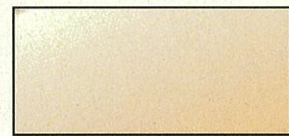


谷川岳危険地区（全エリア）の 登山を禁止しています

令和6年3月9日(土)～4月12日(金)

※雪崩が起きやすく、大変危険です

※禁止期間中に危険地区を登山した場合、罰則に処されます
(群馬県谷川岳遭難防止条例第14条第1項)



危険地区
(登山禁止)

一般コース
(登山可能・天神尾根等)



Hiking Prohibited on all Mt. Tanigawa Hazard Zones

From March 9 (Sat) to April 12 (Fri)

There is currently a high risk of avalanches, causing extreme danger
Those who hike in hazard zones during the prohibition period will be prosecuted under Article 14 Item 1 of the Tanigawa Disaster Prevention Ordinance

